

甲賀圏域権利擁護支援推進計画

令和3年（2021年）10月

甲賀圏域権利擁護支援推進計画

目次

はじめに

第1章	計画の趣旨と策定体制	1
第1節	計画の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画策定の体制	4
第4節	国の成年後見制度利用促進基本計画で示された主な取組	5
第2章	高齢者、障がい者の現状と権利擁護支援の課題	7
第1節	国の動向	7
第2節	2市の動向	12
第3節	甲賀・湖南成年後見センターぱんじーのこれまでの取組	18
第4節	権利擁護支援をめぐる課題	23
第3章	基本理念と基本目標	24
第1節	基本理念	24
第2節	目標と施策の体系	25
第4章	目標の実現に向けた具体的取組	26
第1節	基本目標1 権利擁護支援の体制づくり	26
第2節	基本目標2 成年後見制度利用促進の体制整備	34
第3節	基本目標3 幅広い権利擁護支援の推進	41
第4節	基本目標4 権利擁護の普及・啓発	43
第5章	計画の円滑な推進のために	46
資料編		47
1.	甲賀圏域権利擁護支援推進計画策定経過	48
2.	甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会要綱	49
3.	甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会名簿	51
4.	甲賀圏域権利擁護支援推進計画策定に係る調査結果	52
5.	用語集	57

はじめに

わが国では、社会構造が大きく変化する中、人口減少、少子高齢化をはじめ、地域コミュニティの希薄化、高齢者等の社会的孤立などともなう課題が顕著化してきています。加えて、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大がこのことを加速させ、生活困窮、医療や介護など多岐にわたり支援を必要とされる方は増加の傾向にあります。



このような中、認知症や知的障がいのほか、精神上的の障がいにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっています。これらの方の判断能力が不十分になった場合に、その人の権利を保護し、その人が望む生活や財産を守り、支える重要な手段が成年後見制度であります。

このことから、湖南省と甲賀市の両市では、それぞれに策定の地域福祉計画に成年後見制度利用促進計画を新たに盛り込み、その実施計画としてこの度「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」を策定したところであります。認知症や障がいは誰でもなりうるものであることから、市民の皆様が自身の意思や尊厳を尊重されつつ、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

甲賀市長 岩永 裕貴

認知症、知的障がい、精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に課題を抱える人の増加が予想され、成年後見制度の利用をはじめとする幅広い権利擁護支援の取組が求められています。



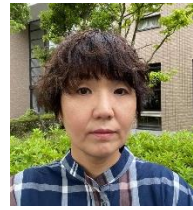
本市と甲賀市の2市では、国の成年後見制度利用促進法の施行および成年後見制度利用促進基本計画の策定を受け、広域による権利擁護支援の取組の一環として平成30年度から本計画の策定に向けた検討・協議を進め、このたび「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」として権利擁護支援の充実を図るための方向性を示すことができました。

今後は地域福祉計画および本計画に基づき、甲賀・湖南成年後見センターばんじーを中核機関に据え、福祉、医療、司法の関係者の連携による権利擁護支援の体制づくり、成年後見制度の利用促進、幅広い権利擁護支援や人材の育成を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会の委員をはじめ、ご協力いただきました関係機関の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

湖南省長 生田 邦夫

甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会は、国の「成年後見制度利用促進計画」に基づく市町村計画案を策定するために令和2年6月に発足しました。市民、関係団体、行政職員への事前調査を踏まえ、本委員会は、医療・福祉・法律の専門家や当事者団体の各委員とともに、成年後見制度利用促進にかかる課題や求められる施策について議論を重ねてまいりました。



そのなかで最も重視したことは、成年後見制度の基盤にある「権利擁護支援」の原理です。成年後見制度を必要とするのは、日常の社会生活において不利な状況にさらされやすい人びとです。生きづらさを抱え、時に自らが望む暮らしをあきらめざるを得ない人びとです。そのような人びとの気持ちを汲み取り、意思や権利を擁護し、必要な支援へと繋げていく「権利擁護支援」こそが成年後見制度の目的です。これにより、生きづらさを抱える人びとが、ご自身の存在に価値があることを実感し、ご自身が望む生活を主体的に創造していくことができるのです。誰もが「本人らしい生活」を営むことができるコミュニティの実現を願って、ここに本計画を上程いたします。

甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会 委員長 砂脇 恵

第1章 計画の趣旨と策定体制

第1節 計画の背景と趣旨

1-1. 計画の趣旨

多様な社会構造の変化の中で、認知症や知的障がい、精神障がいがあることにより、財産の管理や日常生活の中でさまざまな課題を抱えながら暮らしている人がいます。

判断能力が不十分となったとき、本人と共に考え、本人に寄り添い、本人に伴走支援をする仕組みが地域社会の中には必要です。

本計画は、全ての人自身が自身の意思や尊厳を尊重されつつ、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を社会全体で支えあいながらつくっていく、地域共生社会の実現を目指すための計画です。

国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）においては、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」の構築が求められており、甲賀圏域では、本計画の名称を「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」とし、単に成年後見制度の利用促進にとどまらず、広く権利擁護支援の充実を目指すものとしします。

1-2. 権利擁護支援とは

権利擁護とは、「(病気や障がいなどの) なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず(あるいは伝え方が弱いため)、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たちを支援する活動」※という意味があり、平成12年(2000年)以降広く普及しました。

例えば、虐待を受けていても自覚がなかったり、意思を伝えることが難しい障がいのある人や認知症高齢者、または、困ったことが起きても誰に相談してよいかわからない人、自分のことなのにあきらめてしまっている人などに対して、本人の思いを汲み取り、本人が主体的に生活できるように支援することです。

本計画は、自らの権利を行使することが難しい認知症高齢者や障がいのある人(権利擁護支援を必要とする人)を対象とする計画です。

※出典：日本福祉大学権利擁護研究センター監修 『権利擁護がわかる意思決定支援-法と福祉の協働-』ミネルヴァ書房 2018

2. 計画の背景

平成 28 年（2016 年）、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）が施行されました。促進法第 1 条には、「この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、（中略）成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」とあります。

甲賀圏域においても、認知症高齢者や療育手帳等障害者手帳所持者の人数に対する成年後見制度の利用者数は少なく、権利擁護支援の必要な人に適切に支援が届いていないと考えられます。

促進法第 14 条第 1 項には、「市町村の講ずる措置」として、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と示されています。

甲賀市・湖南市の 2 市（以下「2 市」という。）は、平成 25 年（2013 年）10 月から広域で特定非営利活動法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじー（以下「ぱんじー」という。）に成年後見センター運営事業を業務委託し、成年後見制度の利用促進および権利擁護支援の推進に努めてきました。

そこで 2 市では、これまでの広域による取組に基づき、広く権利擁護支援の充実を図るために本計画を策定することとします。

第2節 計画の位置づけ

1. 2市による広域計画としての策定

2市においては、ぱんじーの実績をもとに広域として本計画を策定する必要から、「甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、協議を重ねてきました。

本計画は、甲賀圏域における権利擁護支援の充実を図るための方向性を示したものです。

本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図ることを2市それぞれの地域福祉計画に盛り込むことをもって、促進法が定める成年後見制度利用促進計画の策定とします。

計画の実施に当たっては、2市の総合計画や地域福祉計画の理念、内容との整合を図り、計画の進行管理の過程の中で、2市での調整を図りながら進めていきます。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本計画に合わせ、令和4年（2022年）度から令和8年（2026年）度までの5年間とします。

3. 上位計画との整合

本計画は、甲賀市総合計画および湖南市総合計画、甲賀市地域福祉計画および湖南市地域福祉計画と整合を図りながら策定しました。それぞれの計画の改定時期や見直し時期が異なるため、その都度、これらの計画と整合を図りながら見直しを行います。

	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
甲賀市総合計画	第3次 令和2年～5年度		第4次 令和6～9年度			第5次 令和10～13年度			
湖南市総合計画	第2次（後期） 令和3年～7年度				第3次（前期） 令和8～12年度				
甲賀市 地域福祉計画	第2次 令和3～10年度							第3次 令和11年度～	
湖南市 地域福祉計画	第4次 令和4～8年度					第5次 令和9～13年度			
甲賀圏域権利擁護支援推進計画	第1期 令和4～8年度					第2期 令和9～13年度			
（国）成年後見制度利用促進基本計画	第2期 令和4～8年度					第3期 令和9～13年度			

※計画期間については令和3年7月現在の予定。

第3節 計画策定の体制

1. 策定委員会と成年後見制度利用促進計画準備会による検討

策定委員会は、2市職員（管理職）、権利擁護支援に関わる専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、および関係機関により構成し、計画についての全体の方向性や今後の具体的施策についての合意形成を行いました。

また、現状の評価を踏まえ、権利擁護支援の現場からの声を反映させたボトムアップ型の計画にするために、策定委員会の下に2市の高齢者・障がい者・生活困窮者等担当で構成する「甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定準備会」（以下「準備会」という。）を設置し検討を行いました。

2. 関係機関へのアンケートおよびヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、準備会を中心に甲賀圏域の現状や課題についての情報収集や分析を進めました。

その作業の一つとして、甲賀圏域または県域を対象に、弁護士、司法書士、社会福祉士、医療従事者、医療施設、福祉施設などを対象としたアンケート調査、および2市の健康福祉部関係職員を対象としたヒアリング調査（以下「調査」という。）を実施しました。

調査対象と内容は以下のとおりです。

対象	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の認知度 ・ 成年後見制度利用の意向 ・ 成年後見制度に関する相談窓口の認知度
専門職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人としての困り事 ・ 連携について
医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の認知度 ・ 成年後見制度の利用支援に関すること ・ 成年後見制度に期待すること
社会福祉施設関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の認知度 ・ 成年後見制度の利用支援に関すること ・ 成年後見制度に期待すること
相談支援従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の認知度 ・ 成年後見制度の利用支援に関すること ・ 成年後見制度に期待すること
行政職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携について ・ 制度・施策のはざまの支援について

調査期間：令和元（2019）年7月～令和2（2020）年9月

第4節 国の成年後見制度利用促進基本計画で示された主な取組

国の基本計画では基本的な考え方として、「ノーマライゼーションと自己決定の尊重の理念に立ち返り、改めてその運用のあり方が検討されるべき」と示されており、「財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた」と指摘しており、これらの課題を踏まえた取組が求められています。

国の基本計画で示された主要な取組については、

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ・本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ・①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(マッチング)、④後見人支援等の機能を整備
 - ・本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートをを行う「中核機関(センター)」の整備
3. 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(※預貯金の払い戻しに後見監督人等が関与するイメージ)

の検討の内容を計画に定め、計画対象期間は概ね5年を念頭に取組むとしています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）～抜粋～

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第2章 高齢者、障がい者の現状と権利擁護支援の課題

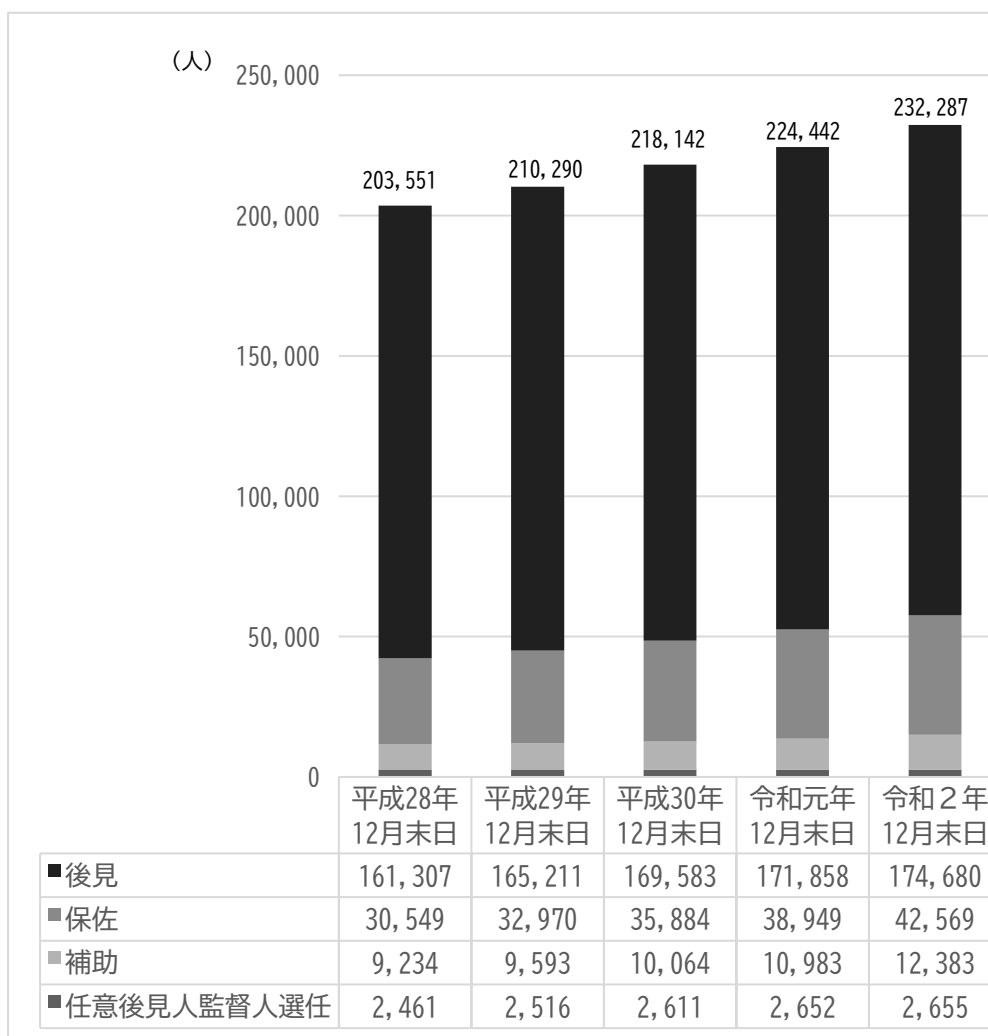
第1節 国の動向

1. 成年後見制度に関するデータ

1-1 成年後見制度利用者数の推移

成年後見制度の利用者数は近年増加傾向にあります。しかし、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の数と比較すると非常に少ない状況です。

今後、認知症高齢者や単独世帯の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用ニーズは高まっていくと考えられます。

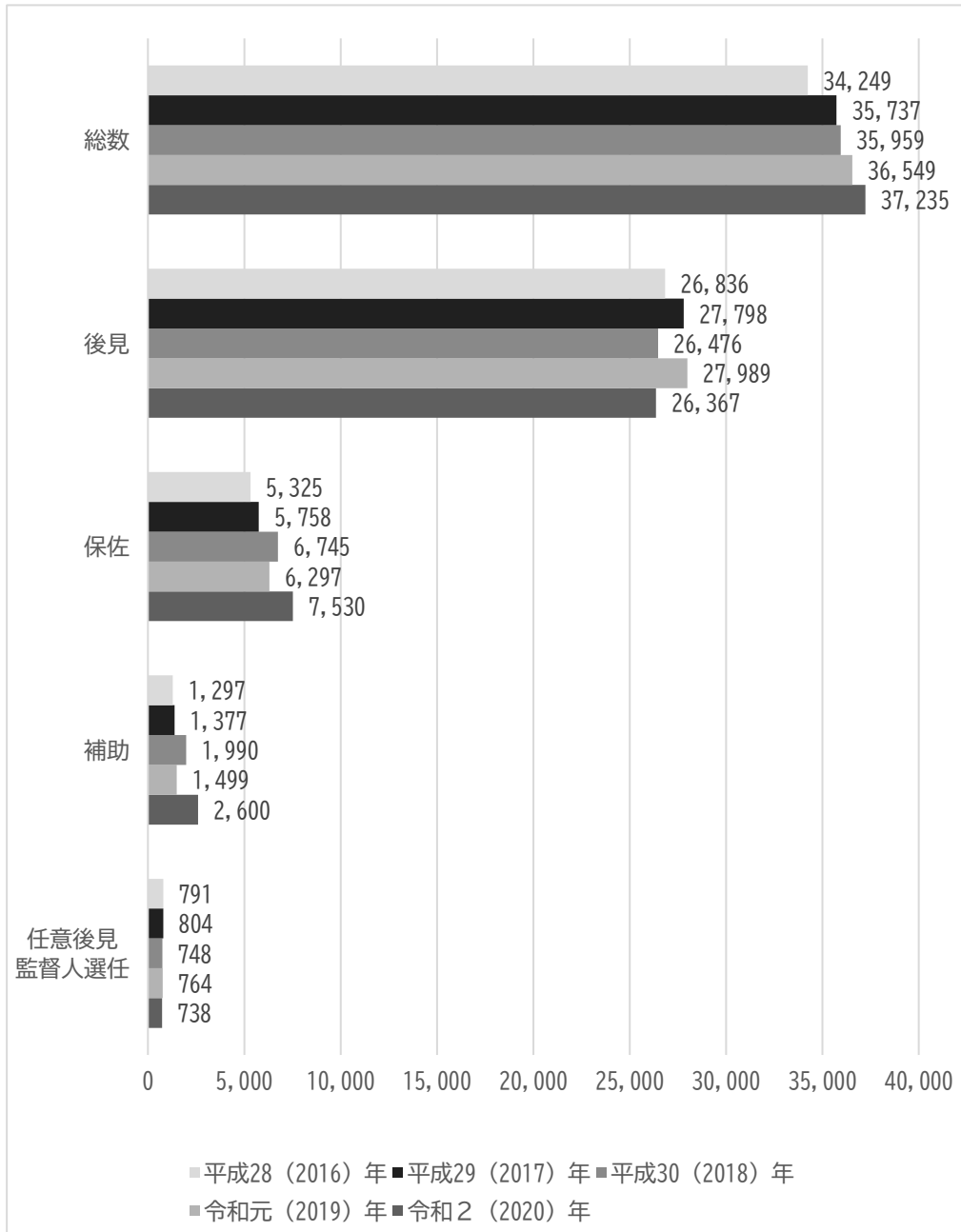


出典：「成年後見関係事件の概況—令和2年1月～12月—最高裁判所事務総局家庭局」

1-2 成年後見制度の申立件数

成年後見制度の申立件数は、年々増加しています。

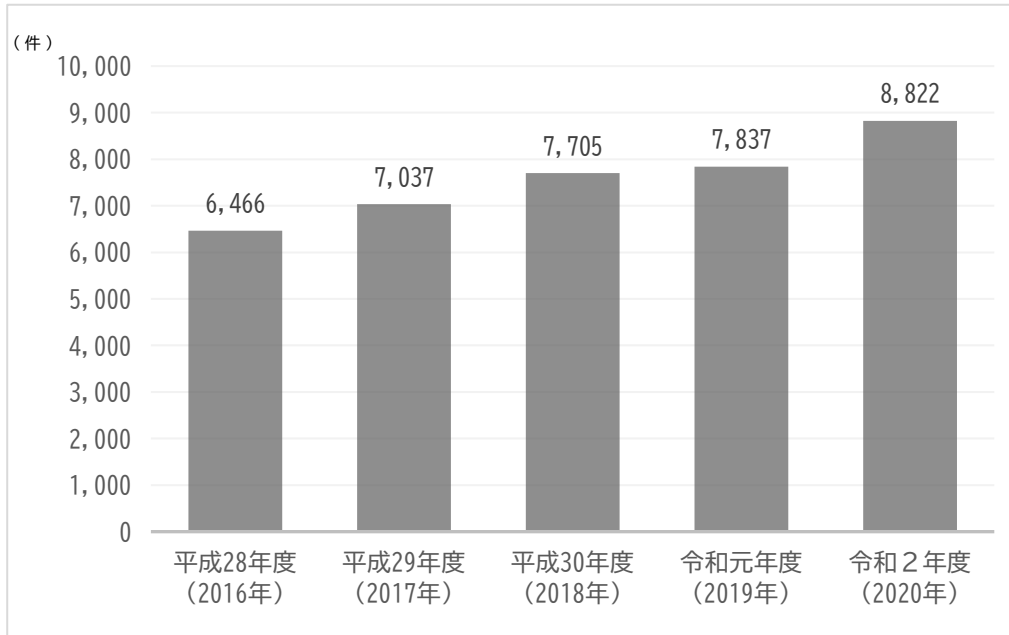
平成28年（2016年）成年後見制度利用促進法が施行されて以降、保佐類型、補助類型の申立件数が増えています。



出典：「成年後見関係事件の概況—令和2年1月～12月—最高裁判所事務総局家庭局」

1-3 市区町村長申立件数

市区町村長申立件数は、年々増加しています。
平成30年（2018年）以降は、全申立のうち市区町村長申立は20%を超えています。



	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)
市区町村長 申立件数	6,466	7,037	7,705	7,837	8,822

出典：「成年後見関係事件の概況 最高裁判所事務総局家庭局」

2. 成年後見制度をめぐる課題

～成年後見制度利用促進計画に係る中間検証報告書より～
第1章第4節で示したとおり、国の基本計画では、主に以下の3点が課題としてあげられ、令和2年3月中間検証報告書が公表されました。報告書の主な内容は以下のとおりです。

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

〔主な取組と今後の方向性〕

これまでの成年後見制度の運用については、財産保全の観点のみが重視され、本人の意思の尊重や福祉的な観点が不十分なケースもあるとの指摘がされていることを踏まえ、本人の特性に応じた適切な配慮ができるよう、各種意思決定支援ガイドラインが策定されました。

また、適切な後見人等の選任・交代の推進という課題については、地域の実情に応じて受任調整機能を含む成年後見制度利用促進機能や後見人支援機能を段階的・計画的に備えていく必要があり、一定の取組が進められている地域もあります。各家庭裁判所において、専門職団体と意見交換等が行われ、一部の家庭裁判所では、基本的な考え方に沿った運用が開始されています。成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に家庭裁判所に提出される診断書については、平成31年4月に書式が改訂され、医師に対して本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための書式である本人情報シートが新たに作成されました。

今回の見直しにより、後見人等の報酬のあり方について課題が指摘されており、各市町において引き続き取組が期待されています。

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

〔主な取組と今後の方向性〕

地域連携ネットワークおよび中核機関等の整備、市町村計画の策定については、一定の進捗が見られますが、中核機関の整備予定時期が未定である自治体が全体の6割、うち具体的に整備に向けた取組が進んでいない自治体が約半数に上っています。

今後は、中核機関等の整備や市町村計画策定に向けた更なる取組を進めるとともに、地域連携ネットワークの更なる構築に向けた関係機関の連携推進や地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との連携等を図っていくことが求められます。

また、市民後見人や法人後見等の担い手の課題、市町村長申立の適切な実施、日常生活自立支援事業等との連携のあり方についても、地域連携ネットワークの整備の推進が重要であることが指摘されてい

ます。

3. 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

〔主な取組と今後の方向性〕

国は、後見制度支援信託および後見制度支援預金の普及に取組み、後見人等による不正防止に有用であると認識しています。未だ導入されていない金融機関に導入を促進すると同時に、本人の財産の保全という側面のみが重視されることのないよう、後見人等の理解を広げていくことが重要であると示しています。

今後は、専門職後見人による不正防止を図るための家庭裁判所の事件処理体制の強化が望まれています。

4. その他

以上3点の課題の他、令和元年6月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、同年12月「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、190の法律における欠格条項の撤廃等に関する法制上の措置が講じられました。

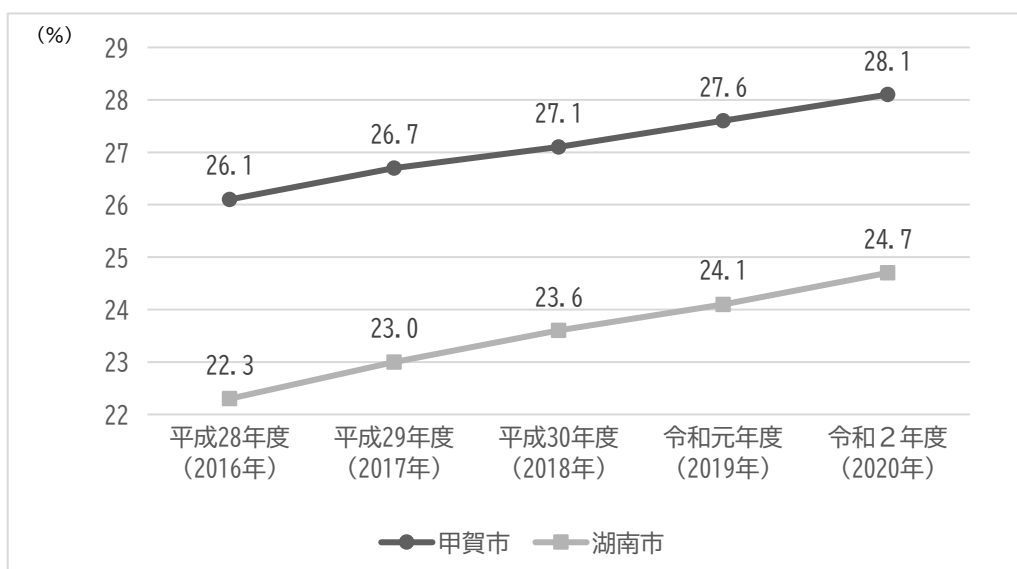
第2節 2市の動向

1. 人口と高齢化率

2市ともに人口は減少傾向にあります。一方で、高齢者は増加し、高齢化率も年々増加しています。甲賀市は平成28年(2016年)にすでに25%を超え、湖南市は間もなく25%に達する見込みです。

	甲賀市			湖南市		
	人口(人)	65歳以上(人)	高齢化率(%)	人口(人)	65歳以上(人)	高齢化率(%)
平成28年度 (2016年)	91,587	23,962	26.1	54,789	12,231	22.3
平成29年度 (2017年)	91,130	24,303	26.7	54,778	12,625	23.0
平成30年度 (2018年)	90,833	24,656	27.1	54,998	12,999	23.6
令和元年度 (2019年)	90,510	25,000	27.6	55,105	13,299	24.1
令和2年度 (2020年)	89,901	25,271	28.1	54,838	13,576	24.7

(各年度3月末)



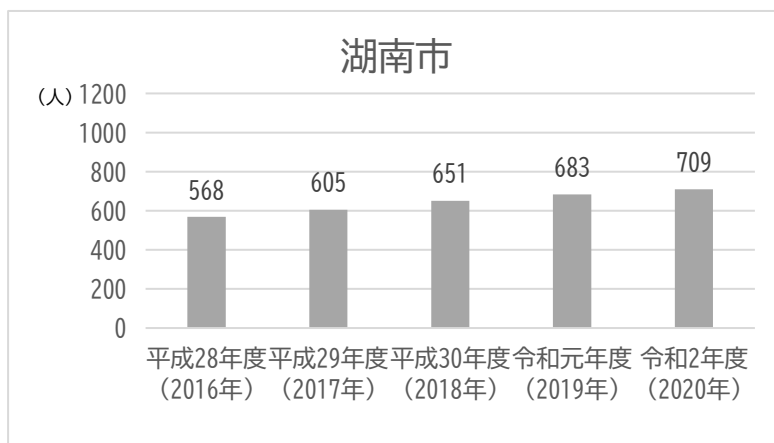
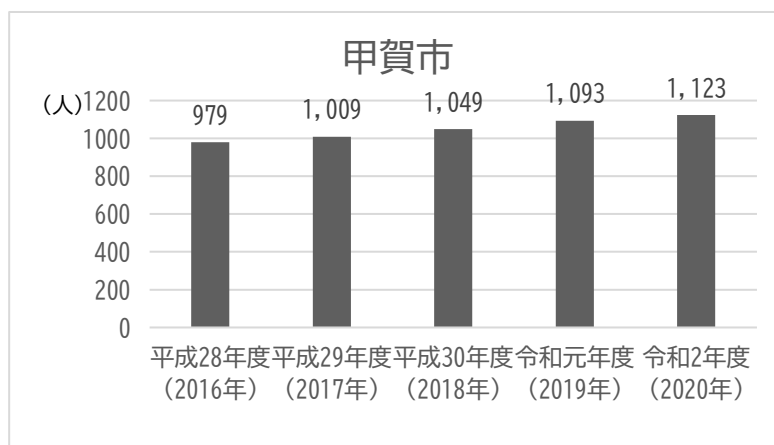
2. 障害者手帳所持者数

2-1 療育手帳

療育手帳の所持者は、年々増加しています。最近の5年間で、2市併せて約300人増えています。

	甲賀市	湖南市
平成28年度 (2016年)	979	568
平成29年度 (2017年)	1,009	605
平成30年度 (2018年)	1,049	651
令和元年度 (2019年)	1,093	683
令和2年度 (2020年)	1,123	709

(各年度3月末)

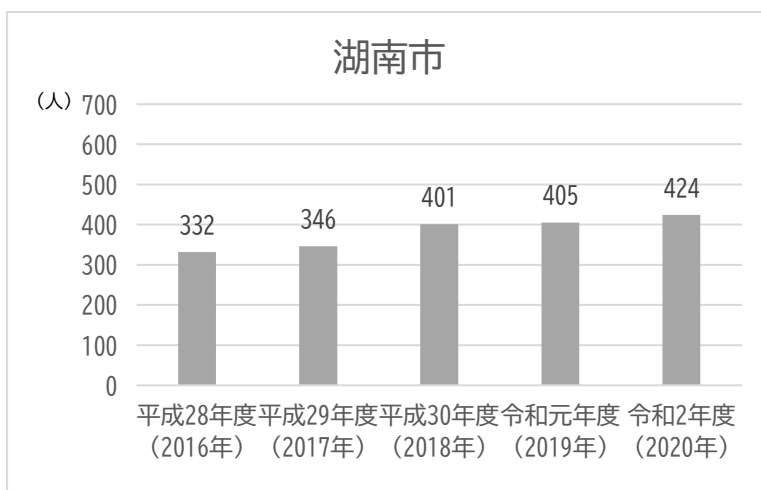
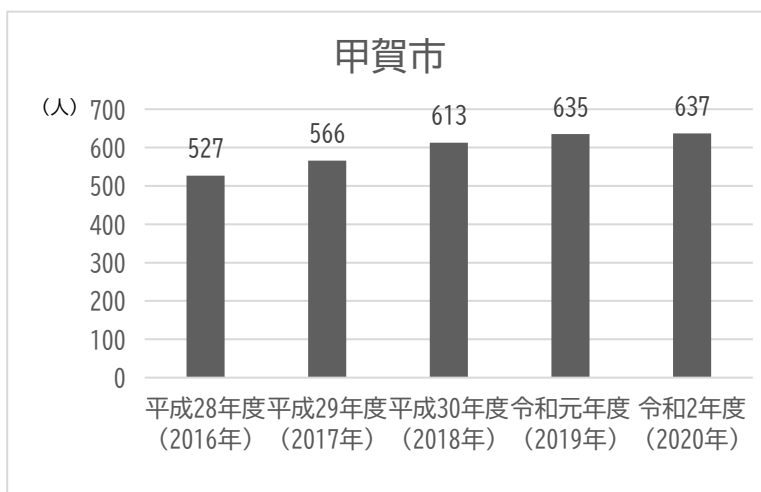


2-2 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、年々増加しています。最近の5年間で、2市併せて約200人増えています。

	甲賀市	湖南市
平成28年度 (2016年)	527	332
平成29年度 (2017年)	566	346
平成30年度 (2018年)	613	401
令和元年度 (2019年)	635	405
令和2年度 (2020年)	637	424

(各年度3月末)



3. 高齢者・障がい者虐待に関する状況

3-1 高齢者虐待

養護者による高齢者虐待は、例年一定数の通報件数があります。2市ともに養介護施設従事者等による虐待通報件数がほとんどないのが現状です。

	甲賀市				湖南市			
	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)
養護者による高齢者虐待通報件数	57	50	79	60	19	36	19	24
養護者による高齢者虐待認定件数	29	37	26	26	6	17	11	8
養介護施設従事者等による 高齢者虐待通報件数	0	1	1	1	1	0	0	0
養介護施設従事者等による 高齢者虐待認定件数	0	0	0	0	1	0	0	0

(各年度3月末)

3-2 障がい者虐待

障がい者虐待に関する通報件数は、ほぼ横ばいまたは減少傾向にあります。

	甲賀市				湖南市			
	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)
養護者による障がい者虐待通報件数	11	14	17	6	2	1	2	6
養護者による障がい者虐待認定件数	7	3	6	2	2	0	2	6
障害者福祉施設従事者等による 障がい者虐待通報件数	3	6	1	2	1	0	1	1
障害者福祉施設従事者等による 障がい者虐待認定件数	2	0	0	0	1	0	1	1
使用者による障がい者虐待通報件数	2	2	4	0	2	1	1	0

(各年度3月末)

4. 成年後見制度利用者数

全国的な傾向と同様に利用者数は年々増加していますが、成年後見制度が必要な人は潜在していると思われます。

【大津家庭裁判所における成年後見制度利用者の住所地別一覧表
(甲賀市・湖南市)】

市町名	平成30年(2018年)				令和元年(2019年)				令和2年(2020年)			
	法定後見 合計	うち後見	うち保佐	うち補助	法定後見 合計	うち後見	うち保佐	うち補助	法定後見 合計	うち後見	うち保佐	うち補助
甲賀市	217	168	42	7	224	173	45	6	242	187	47	8
湖南市	128	108	17	3	134	109	21	4	137	109	22	6
合計	345	276	59	10	358	282	66	10	379	296	69	14

・この資料は、それぞれ12月31日時点で大津家裁(彦根支部、長浜支部及び高島出張所を含む。)が管理している成年後見制度利用者(成年被後見人、被保佐人及び被補助人。以下「本人」という。)数を集計したものである。その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
 ・この資料における住所地は、本人が実際に住んでいる場所(施設、病院を含む。)を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

5. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）利用者数

2市ともに一定数の利用者数が続いています。
潜在的なニーズはあるが、2市ともに受け入れ可能な件数を超え、待機者が出る状況となっています。

	甲賀市					湖南市				
	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他	計（人）	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他	計（人）
平成28年度（2016年）	18	65	31	5	119	6	28	20	2	56
平成29年度（2017年）	20	67	29	6	122	7	28	19	2	56
平成30年度（2018年）	18	63	26	4	111	10	31	21	3	65
令和元年度（2019年）	23	69	28	6	126	11	33	18	4	66
令和2年度（2020年）	22	71	27	6	126	12	31	18	4	65

（各年度3月末）

6. 成年後見制度利用支援事業の利用者数

成年後見制度の利用にかかる申立費用および後見報酬を支払うことが難しい人が増加しています。

	甲賀市			湖南市		
	高齢者	障がい者	計（人）	高齢者	障がい者	計（人）
平成29年度（2017年）	5	6	11	2	1	3
平成30年度（2018年）	9	5	14	2	0	2
令和元年度（2019年）	14	7	21	3	0	3
令和2年度（2020年）	13	10	23	2	3	5

（各年度3月末）

第3節 甲賀・湖南成年後見センターぱんじーのこれまでの取組

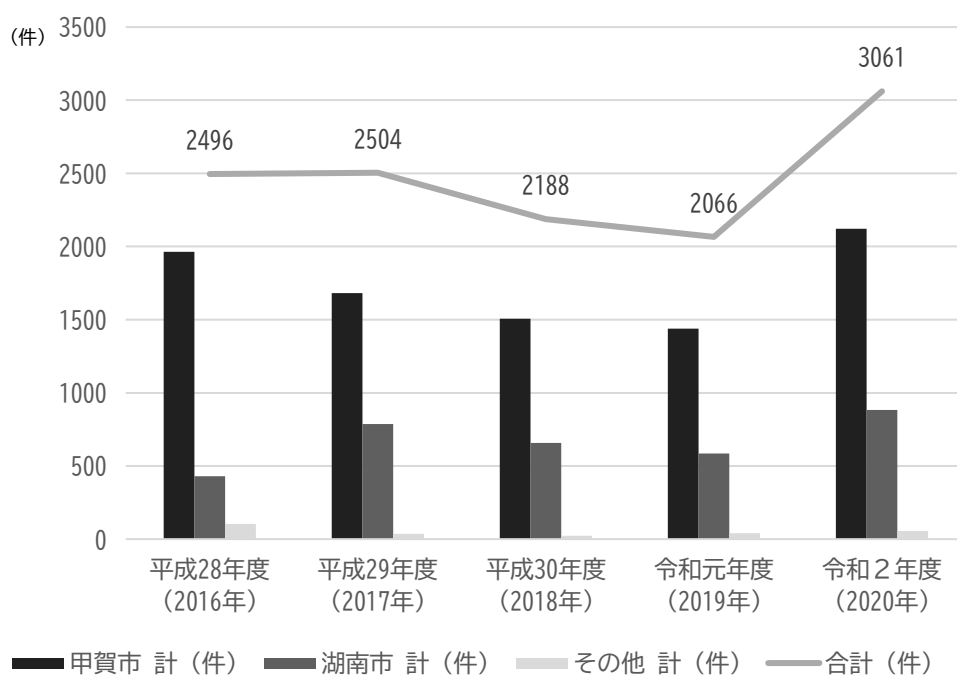
3-1 相談事業

ぱんじーの相談件数は、2市ともに増加傾向にあります。

〔相談延べ件数〕

	甲賀市				湖南市				その他				合計 (件)
	高齢者	障がい者	その他	計(件)	高齢者	障がい者	その他	計(件)	高齢者	障がい者	その他	計(件)	
平成28年度 (2016年)	1415	481	67	1963	367	58	4	429	15	71	18	104	2496
平成29年度 (2017年)	1161	357	163	1681	556	224	6	786	17	10	10	37	2504
平成30年度 (2018年)	1037	414	56	1507	584	73	0	657	12	10	2	22	2188
令和元年度 (2019年)	981	406	52	1439	387	198	1	586	20	19	2	41	2066
令和2年度 (2020年)	1210	871	41	2122	689	190	3	882	9	48	0	57	3061

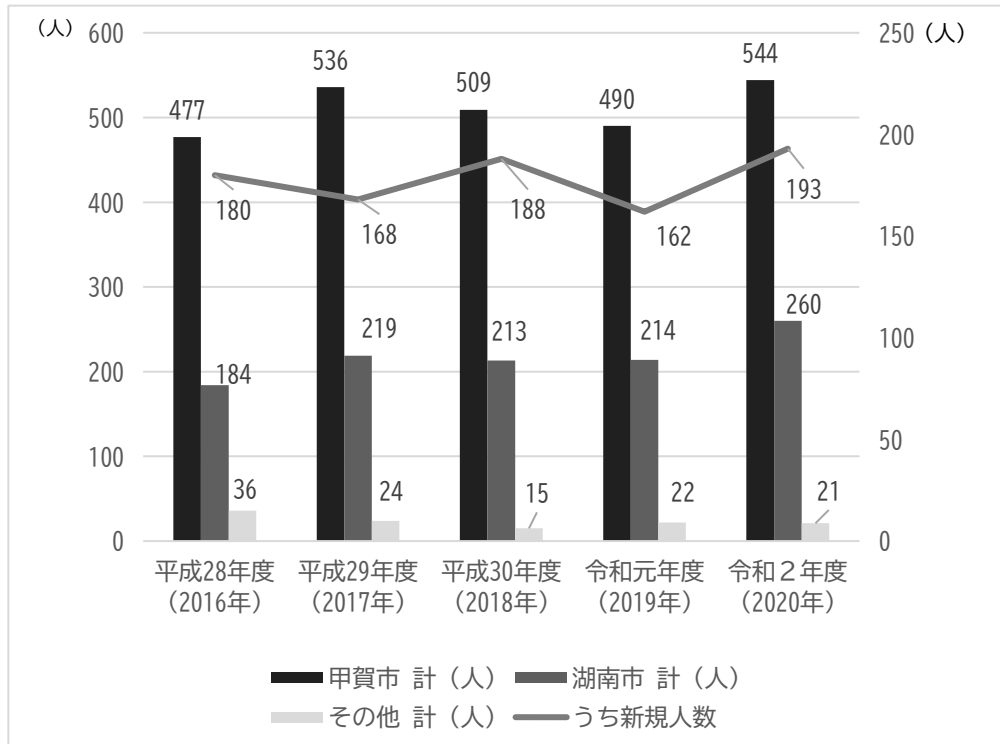
(各年度3月末)



〔相談実人数〕

	甲賀市				湖南市				その他				うち新規人数
	高齢者	障がい者	その他	計(人)	高齢者	障がい者	その他	計(人)	高齢者	障がい者	その他	計(人)	
平成28年度 (2016年)	292	160	25	477	144	37	3	184	9	21	6	36	180
平成29年度 (2017年)	341	161	34	536	148	66	5	219	12	7	5	24	168
平成30年度 (2018年)	350	137	22	509	168	44	1	213	7	7	1	15	188
令和元年度 (2019年)	299	166	25	490	147	66	1	214	13	7	2	22	162
令和2年度 (2020年)	329	201	14	544	189	68	3	260	7	14	0	21	193

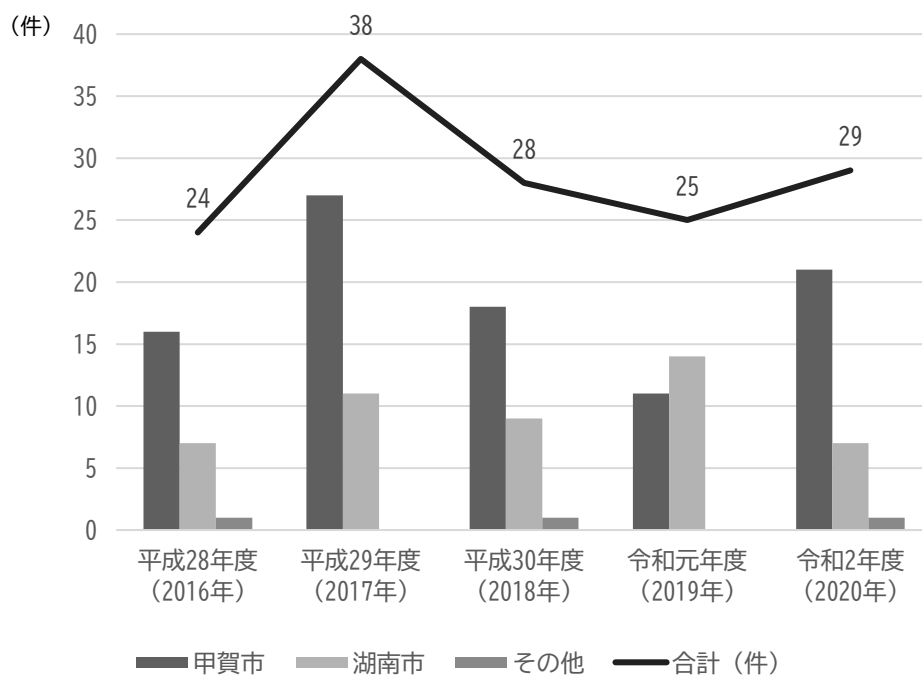
(各年度3月末)



	甲賀市	湖南市	その他	合計 (件)
平成28年度 (2016年)	16	7	1	24
平成29年度 (2017年)	27	11	0	38
平成30年度 (2018年)	18	9	1	28
令和元年度 (2019年)	11	14	0	25
令和2年度 (2020年)	21	7	1	29

(各年度3月末)

〔成年後見制度申立支援件数〕



3-2 支援者支援事業

○相談支援従事者向け研修会の企画・運営

- ・権利擁護支援の必要な事例を研究する「権利擁護支援事例検討会」の開催。
- ・「支援が困難な方のアセスメントとチーム連携を考える」研修会の開催。

○親族後見人懇談会

親族で後見人等を受任されている人、これから親族後見人として受任を考えている人を対象とした懇談会および、司法専門職を交えて学習会も併せて実施。

○専門職後見人支援

専門職後見人の就任時、既存の支援チームとの顔合わせやチームへの円滑な参画を目的とした会議の実施、後見人等の相談窓口としての支援の継続、ケース会議への参加。

○2市高齢者、障がい者虐待対応に関する助言

- ・甲賀市地域ケア会議への参加協力とともに、虐待対応ケース会議での助言。
- ・高齢者虐待・障害者虐待防止法におけるコア会議への参加等。

3-3 地域づくり

○広報・啓発

- ・ホームページの作成
- ・「ばんじー通信」の発行
- ・啓発DVDの作成

○出前講座等講師派遣

- ・「成年後見制度」「権利擁護」「虐待」等をテーマにした市民対象の学習会などへの講師派遣。
- ・地域の医療福祉従事者対象の研修会等への講師派遣。

○市民向け権利擁護セミナー

2市社会福祉協議会と協働し、権利擁護の普及啓発を目的とした市民を対象としたセミナーの開催。

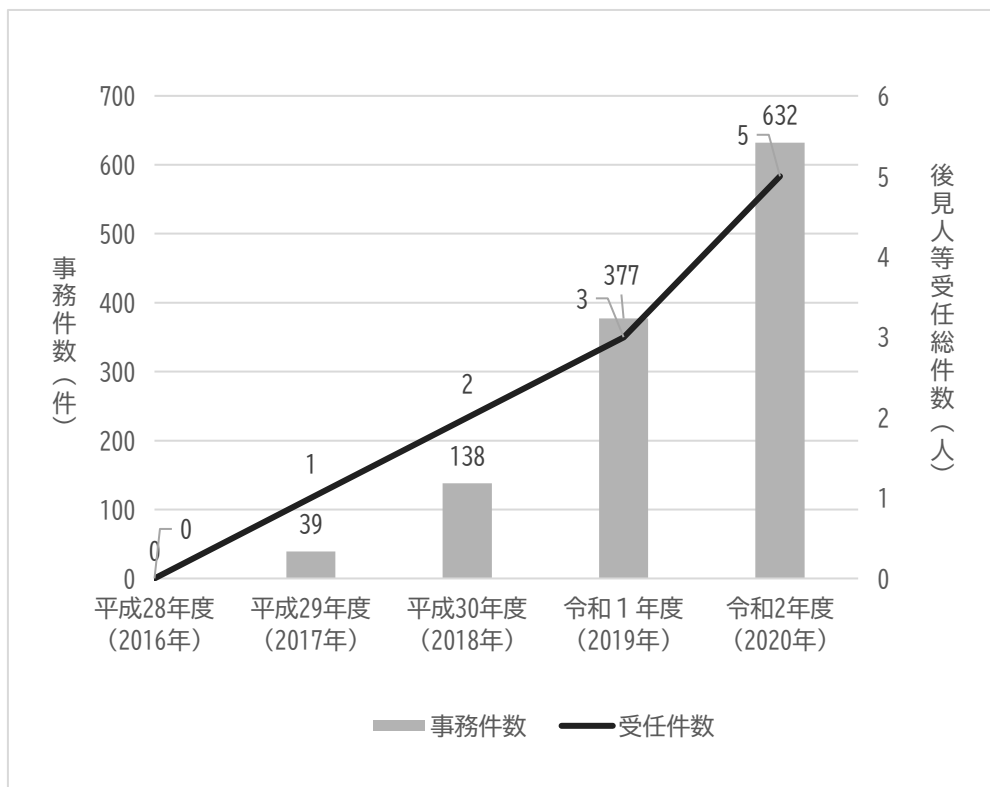
○高齢者・障がい者なんでも相談会

多職種連携とワンストップ相談を目的とした相談会。司法・福祉等専門職や行政、社会福祉協議会、相談支援事業所等の多職種が集まり、相談対応。例年、2市それぞれで1回ずつ、計2回の開催を継続。

3-4 法人後見受任

平成29年（2017年）度から法人後見の受任を始めました。個人後見では支えることが難しいと判断されるケースや、後見報酬が見込めないケースを受任し、地域のセーフティーネットとしての役割を担っています。

〔法人後見受任件数および後見事件数〕



(各年度3月末)

第4節 権利擁護支援をめぐる課題

本計画の策定のため現状を把握する目的で行った調査※では、以下の課題が明らかになりました。

① 広報・啓発・相談

市民調査の結果、成年後見制度および相談窓口が市民に知られていないことや、医療や福祉の現場で従事する人の認知度も低く、啓発が不十分であることがわかりました。

行政や社会福祉協議会、中核機関が連携し、制度の広報、啓発が必要となります。

② アセスメント・支援の検討

相談支援機関や施設、市の担当者が、成年後見ニーズの判断や法的支援の必要性がわからないため、適切なタイミングで権利擁護支援につながっていない現状があります。その結果、虐待という重大な権利侵害となって課題が顕在化するという場合も少なくありません。

また、地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業の利用者が適切に成年後見制度につながっていない現状が明らかになりました。

③ 成年後見制度の利用促進

家庭裁判所への申立手続きが複雑なため、書類作成等の支援が必要です。また、「誰が後見人等に選任されるかわからない」という不安から申立を踏みとどまる場合もあり、本人に適した後見人の選任等受任調整の必要性が明らかとなりました。

甲賀圏域には、専門職後見人等が少ない現状があり、他圏域の専門職に頼らざるを得ない現状も大きな課題となっています。

④ 後見人等への支援

専門職後見人等の多くは、日々の後見事務の中で課題を抱えており、相談窓口を必要としています。そのため、後見人等を含めた本人を支えるチームづくりが重要となります。

後見人等の立場と親族の立場のはざままで悩むことがあり、常に本人の権利擁護の観点から支援する身近な相談窓口が求められています。

※資料 甲賀圏域権利擁護支援推進計画策定に係る調査結果

第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念

誰もが尊厳をもって
その人らしく暮らすことのできるまちの実現

認知症や障がいがあっても、誰もが尊厳をもってその人らしく暮らす権利を有しています。なんらかの事情により自らで判断することが難しくなった場合も、本人の意思を尊重し、本人と共に考え、伴走する支援が必要です。本計画は、成年後見人等をはじめとする支援者、市民とともに地域共生社会の実現をめざすものです。

第2節 目標と施策の体系

基本理念 誰もが尊厳をもって その人らしく暮らすことのできるまちの実現

基本目標1 権利擁護支援の体制づくり

基本施策1 中核機関の整備とネットワークの構築

- 施策1：中核機関の設置
- 施策2：権利擁護支援の必要性と具体的支援を判断する仕組み
- 施策3：権利擁護支援のための関係機関の連携
- 施策4：権利擁護支援を支える専門職との連携強化
- 施策5：地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業を担う事業所との連携

基本目標2 成年後見制度利用促進の体制整備

基本施策2 成年後見制度の利用促進

- 施策1：成年後見制度利用の利便性向上と質の確保
- 施策2：受任調整機能の整備
- 施策3：意思決定支援を重視した継続的な支援
- 施策4：家庭裁判所との連携

基本施策3 後見人支援の充実

- 施策1：後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及
- 施策2：親族後見人への継続的な支援
- 施策3：専門職後見人への支援

基本目標3 幅広い権利擁護支援の推進

基本施策4 幅広い権利擁護支援の展開

- 施策1：虐待対応における専門的な支援体制の整備
- 施策2：切れ目のない権利擁護支援のための多職種、多機関の連携

基本目標4 権利擁護の普及・啓発

基本施策5 権利擁護支援を支える人づくり

- 施策1：権利擁護支援に理解のある市民の育成
- 施策2：医療福祉関係者等の理解促進と人材育成
- 施策3：市民による後見のあり方の検討

第4章 目標の実現に向けた具体的取組

第1節 基本目標1：権利擁護支援の体制づくり

基本施策1 中核機関の整備とネットワークの構築

甲賀圏域では、ぱんじーへの成年後見センター運営事業の業務委託により、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人に対する権利擁護支援を行ってきました。

しかしながら、多様化する社会の中で複合的かつ多岐にわたる課題を抱えた人々の権利擁護支援ニーズに対応するためには、成年後見センターの体制の整備と権利擁護支援のネットワークを構築することが重要です。

調査結果から権利擁護に関わる支援機関職員、市担当者が成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援の判断や必要性に早期に気づき、多機関の連携による支援の仕組みが求められます。

施策1-1 中核機関の設置

方針

中核機関とは、相談支援機関としての役割だけでなく、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会※の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国の基本計画では、①広報機能（広報・啓発）、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの役割を持つ中核機関を整備することが求められています。

甲賀圏域では、ぱんじーが中核機関に求められる機能の多くを担っていることから、2市はぱんじーを中核機関と定め、その機能・役割が果たされるよう体制の充実に努めます。

現状と課題

ぱんじーでは、「断らない相談」をこころがけ、年間に実人数約800人、延べ約3,000件の相談を受けています。

ぱんじーへの初回相談元は、地域包括支援センターや介護支援専門員、相談支援事業所、行政などが多くを占め、いわゆる二次相談窓口としての役割を果たしています。

第2章第4節でも述べたとおり、ぱんじーでは地域の権利擁護支援の推進を目指して事業を行ってきましたが、市民への啓発や権利擁護支援の考え方を普及させるような人材の育成については実施できていませんでした。

〔具体的な取組〕

- 甲賀・湖南成年後見センターぱんじーを中核機関とする。

※協議会とは

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。

施策 1 - 2 権利擁護支援の必要性と具体的支援を判断する仕組み

方針

従来 of 相談支援の仕組みを活かしつつ、権利擁護支援ニーズのある人を早期に発見し、適切な支援につながるような仕組みを整備します。

現状と課題

地域には、ひとり暮らしの高齢者、認知症高齢者、親亡きあとの課題を持つ障がいのある人など、権利擁護支援が必要な人が多くいます。しかし、そのニーズに気づかれることなく、虐待など事態が深刻になってから発見されることも少なくありません。支援の必要な人を早期に発見し、支援が届くような仕組みを整備する必要があります。

調査では、「制度やサービスにあてはまらない相談」についての課題や、「意思決定支援」に関する項目を尋ねています。「制度やサービスが明確ではない相談についての対応や、丁寧に本人の意向を聴き取る体制や時間がなく対応が難しい」という意見があり、制度やサービスにあてはまらない相談は「断る」という結果となっていることがわかりました。

〔具体的な取組〕

- 「(仮称) 権利擁護支援会議」の設置・運営

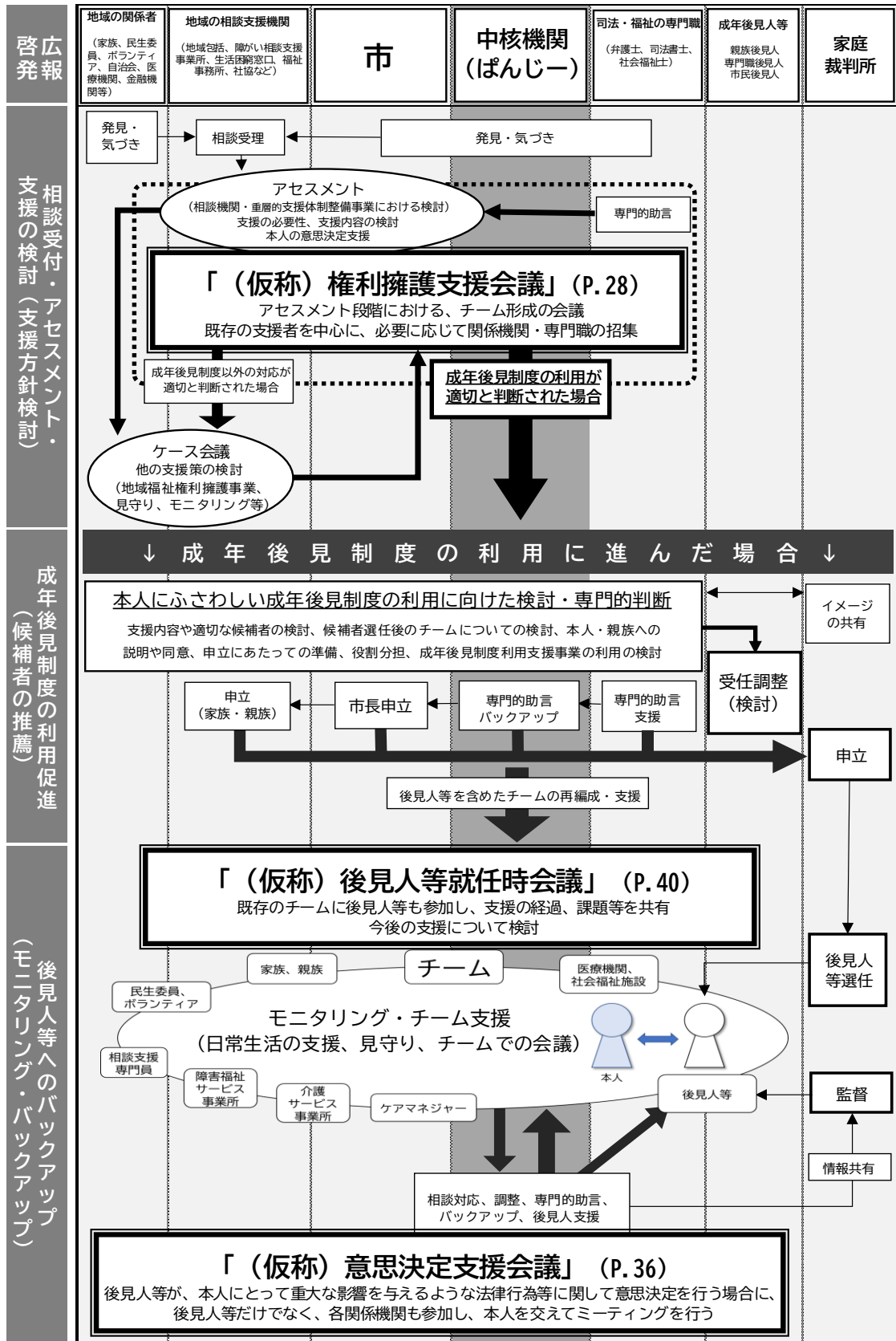
「(仮称) 権利擁護支援会議」とは

『地域における成年後見制度利用促進計画に向けた体制整備のための手引き』(平成30年(2018年)3月)では、中核機関の役割と支援の流れが整理されており、「相談受付・アセスメント、支援の検討(支援方針検討)」段階における、相談の受理、適切な支援内容等の検討(アセスメント)、本人を支援するチームの形成、司法・福祉等専門職の関与等の支援を示しています。

いわゆる、アセスメント段階におけるチーム形成の会議を「(仮称)権利擁護支援会議」と呼びます。個々のケースによって構成員は異なりますが、既存の支援者を中心に必要に応じて専門職の招集が想定されます。

現在、検討している重層的支援体制整備事業との連携を図ります。

〔中核機関の役割と支援の流れ（フロー図）〕



※「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」P19, 図Ⅱ-2を参考に作成。

施策1-3 権利擁護支援のための関係機関の連携方針

地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援に結び付けるため、また、本人の意思や状況を継続的に把握し、日常的に本人を見守り必要な支援を行うため、親族、一次相談窓口職員、福祉・医療・地域の関係者および専門職後見人で編成するチーム※による支援を行います。また、チームは、本人だけでなく後見人が孤立しないための支援体制としても機能させます。

中核機関は、チーム編成やコーディネーターとしてチームの運営に関わり、専門的助言・支援機能を担います。

2市の地域ケア会議や甲賀地域障害児・者サービス調整会議などの既存の会議を活かした医療・保健・福祉のネットワークを基盤とし、中核機関が中心（事務局）となり、司法も加わった広域での協議会を整備します。

現状と課題

意思決定支援を中心とした成年後見制度の利用促進や、幅広い権利擁護支援において、医療・保健・福祉・司法の連携が不可欠となります。

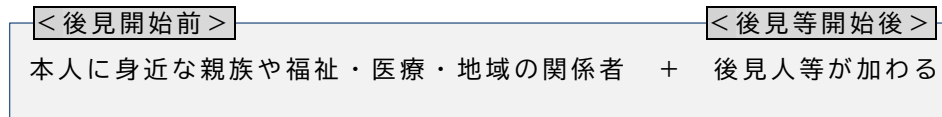
弁護士・司法書士・社会福祉士（以下「三士会」という）を対象とした調査では、成年後見人等として活動する中で連携が不可欠であることが明らかになりました。連携先は、日常的に本人を支えるケアマネジャーや事業所職員、行政、社会福祉協議会、友人、知人など多岐にわたり、また、連携の方法・内容も会議への出席や同行訪問などさまざまです。権利擁護支援においても支援者一人や一機関のみで支えるのではなく、チーム支援、連携が課題であることがわかりました。

〔具体的な取組〕

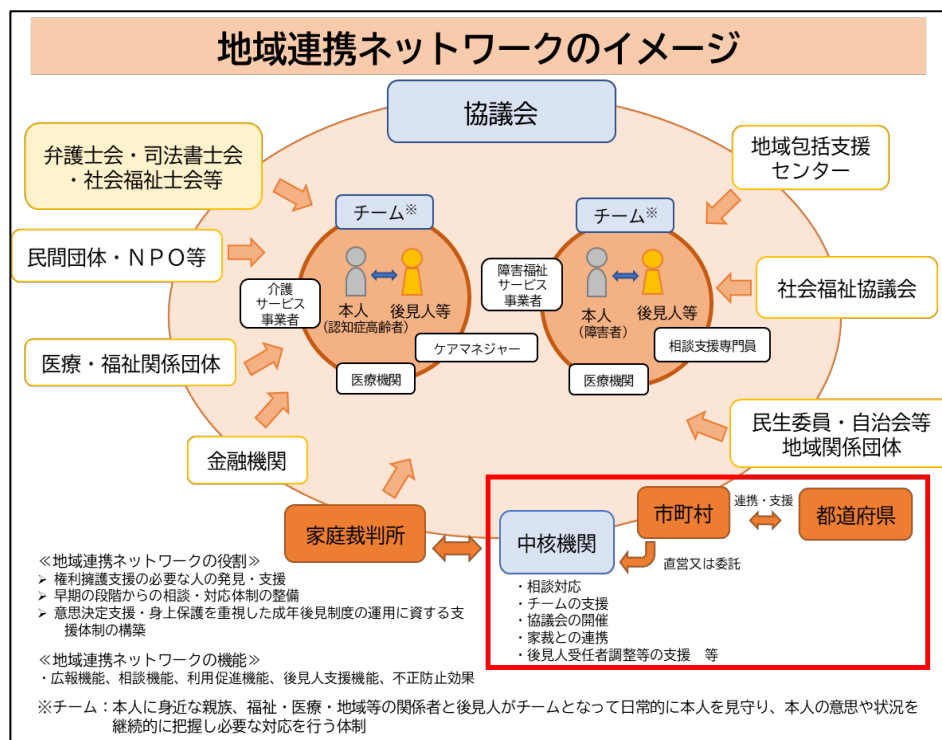
- チームによる支援体制の構築
- 「（仮称）甲賀圏域権利擁護支援協議会」の設置・運営
- 中核機関の地域ケア会議や甲賀地域障害児・者サービス調整会議への参加

※チームとは

支援者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみ。



メンバー例：家族・親族、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症短期初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問介護ステーション、民生委員、近隣住民、ボランティア、金融機関、市窓口、専門職等、必要に応じて構成される。



出典 成年後見制度利用促進体制整備委員会『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』

施策1-4 権利擁護支援を支える専門職との連携強化 方針

成年後見制度の利用をはじめ権利擁護支援の必要な人は、複雑で多岐に渡る課題を抱えています。地域で生活を支える関係機関に加えて、専門的、客観的な視点から支援する機関の関わりも必要です。そのために、相談支援の実践を通して成年後見制度を支える三士会をはじめとする専門職との連携を強化します。

現状と課題

調査の結果、一次相談窓口となる地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等においてキャッチした権利擁護支援のニーズを、二次相談窓口であるばんじーにつなぐかどうかの判断基準は統一されておらず、個々の知識や経験によるところが多いことがわかりました。

権利擁護支援の必要な人を支えるためには、複数の支援者、事業所や機関が連携することが重要です。また、法的支援が必要なケースも多くあります。

甲賀圏域は、三士会をはじめとする専門職の数が少なく、他圏域の専門職に頼らざるを得ない状況にあります。権利擁護支援の必要な人を支えるために、専門職との顔の見える関係づくりや連携の強化が求められます。

従来からばんじーが行ってきた「高齢者・障がい者なんでも相談会」は、地域の人困りごとや悩みを解決するだけでなく、地域の相談支援従事者と専門職が顔を合わせ、その後の支援につながる貴重な場となっています。

〔具体的な取組〕

- 二次相談窓口や専門職との連携に関するガイドラインの作成
- 「高齢者・障がい者なんでも相談会」の実施
- （弁護士会・司法書士会の協力による）「ばんじー専門相談」の実施
- 地域連携ネットワークへの専門職の参画促進

施策1-5 地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業を担う事業所との連携

方針

すでに地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業を利用している人で、成年後見制度が必要な人が適切かつ円滑に制度の利用につながるよう関係機関相互の連携を進めます。

現状と課題

地域福祉権利擁護事業を利用している人の中には、将来、成年後見制度を必要とする人も多くいます。2市の社会福祉協議会と中核機関が機能的に連携し、支援が円滑に進むような仕組みが必要となります。

しかし、二次相談窓口との連携には担当者個々の判断によるところが大きく、社会福祉協議会や生活困窮者自立相談支援機関との連携も十分に図られているとは言いがたい状況です。

施策1-1および1-2で示された「(仮称)権利擁護支援会議」において、支援の検討段階で成年後見制度の必要性の判断等、支援方針を検討することが求められます。

調査では、支援者が成年後見制度の利用を必要と感じながらも利用に至らなかった要因について、「費用が不明」「後見人の不正を恐れる」などの回答が見られ、当事者と支援者との認識のずれ、成年後見制度の正しい理解、成年後見制度以外の支援についての検討の場の必要性が明らかとなりました。

〔具体的な取組〕

- 「(仮称)権利擁護支援会議」の設置、運営(再掲)
- 二次相談窓口や専門職との連携に関するガイドラインの作成(再掲)

第2節 基本目標2：成年後見制度利用促進の体制整備

基本施策2 成年後見制度の利用促進

平成25年（2013年）に成年後見センター運営事業をばんじーに委託して以降、甲賀圏域における成年後見制度の利用は増加しています。しかし、認知症高齢者数、知的障がい、精神障がいのある人の数と比較すると、必要な人に成年後見制度がつながっているとは言えない状況です。また、支援を必要とする人にとって、本人にふさわしい成年後見制度の利用が求められます。

そのためには、申立支援の段階から、制度の理解、専門的助言、適切な判断、本人に合った後見人の選任などの仕組みづくりが必要です。中核機関が中心となり、行政、関係機関、専門職が連携する体制を整備します。

施策2-1 成年後見制度利用の利便性向上と質の確保 方針

利用者がメリットを実感できる制度にするため、成年後見制度利用支援事業の充実と適正な後見人の選任や、後見人等をはじめあらゆる関係者に対する意思決定支援の普及を図ります。

低所得者も含めて誰もが成年後見制度を利用できるよう、既存の資源を活用しながら申立支援を行います。

現状と課題

ばんじーは、誰もが成年後見制度を安心して利用できるように、「断らない相談」を行ってきました。

しかし、医療福祉従事者に対するアンケート調査では、「本人や家族が利用を望まなかった」という理由により、制度利用に至らなかったと回答した従事者が各調査で一定数見受けられました。その背景には、支援者側の必要性和本人や家族の制度の理解にずれがあり、制度の必要性や利用のメリットを本人や家族に認識していただけるよう、制度の十分な説明と成年後見制度利用支援事業の仕組みを整備することが必要です。

また、利用者本人がメリットを実感できる制度としていくためには、関係者への意思決定支援の理解や認識を深めることが重要です。

〔具体的な取組〕

- 「(仮称) 権利擁護支援会議」の設置・運営(再掲)
- ぱんじーの相談事業の継続・充実
- 成年後見制度申立支援・市長申立の促進
- 成年後見制度利用支援事業の充実

施策2-2 受任調整機能の整備

方針

今後も増え続ける成年後見ニーズに対応するため、各専門職団体と協議しながら甲賀圏域に適した受任調整機能の仕組みの検討を進めます。

現状と課題

国の基本計画では、中核機関が担うべき成年後見制度利用促進機能のひとつとして、受任者調整等(マッチング)が示されています。

甲賀圏域は、成年後見受任者としての専門職の数が不足している地域であることから、ぱんじーはこの点について従前より課題意識を持ちつつ、現場で工夫をしながら圏域を越えた専門職との受任調整を行ってきました。

しかしながら、今後も増え続けるニーズに対応するためには、求められる後見事務の想定と適切な後見人の検討等が可能な仕組みが必要です。

〔具体的な取組〕

- 甲賀圏域に適した受任調整機能の検討

施策2-3 意思決定支援を重視した継続的な支援

方針

意思決定に支援が必要な人にとって重大な影響を与えるような意思決定について、本人中心の支援が行われるよう、支援チームを支える機能(支援者支援)を整備します。

現状と課題

意思決定支援は、権利擁護支援の中心となる支援で、これまでの代行決定中心であった相談支援の考え方を転換するものとして広まっています。

これまで成年後見制度は財産管理のイメージが強く「主な申立の動

施策２－４ 家庭裁判所との連携 方針

行政、中核機関と家庭裁判所が連携を深め、成年後見制度の利用促進、後見人支援のあり方等を協議していきます。

現状と課題

国の基本計画では、家庭裁判所と中核機関、行政と連携を図ることによって、成年後見人等の不正防止効果を期待する内容となっています。しかし、中核機関がその機能を果たすためには、中核機関の人材と質の確保、さらには、家庭裁判所との協議が必要となります。家庭裁判所には、地域連携ネットワークへのオブザーバーとして参加協力を要請し、連携について協議が必要です。

〔具体的な取組〕

- 家庭裁判所が開催する協議会等への参加
- 家庭裁判所との連携のあり方の協議

基本施策3 後見人支援の充実

中核機関に求められる機能の一つに後見人支援機能があります。成年後見人は、被成年後見人等の支援チームの中心となるものですが、万能ではありません。チームの構成員が連携し、成年後見人を支えることで後見活動が円滑に行われるものです。

親族後見人に限らず、専門職後見人に対する支援が充実し、後見人等が孤立しないような体制を整備します。

施策3-1 後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及方針

親族後見人および専門職後見人への支援について、ぱんじーの相談機能の充実を図ります。

また、ぱんじー以外の他法人による法人後見の体制整備に向けた検討・協議を進め、多様な後見の担い手の確保を目指します。

現状と課題

中核機関の機能の一つである後見人支援機能は、ぱんじーがこれまで実施してきた相談機能のひとつです。国の基本計画には、「中核機関が求められる後見人支援は、親族後見人の日常的な相談に応じるとともに、本人を支援する関係者がチームとなって日常的に本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制をつくること、また、専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）」と示されています。ぱんじーでは従前より、親族後見人だけではなく専門職後見人への支援も積極的に行われてきた経過があります。

専門職を対象にした調査でも、後見人等があらゆる機関や支援者との連携を期待することが明らかになり、支援チームを機能させるためにも後見人の支援は重要です。

甲賀圏域では現在、法人後見の受任団体はぱんじーの1団体のみで、地域のセーフティネットとして重要な役割を担っています。今後ますます増加が見込まれる後見ニーズに対応するためには、新たに後見受任団体が増えることが望まれます。

〔具体的な取組〕

- 後見人支援の充実を目指した中核機関の体制整備
- 新たな法人による後見受任に関する啓発

施策3-2 親族後見人への継続的な支援

方針

ぱんじーによる親族後見人への支援を継続するとともに、さらに家庭裁判所との連携を強化し、親族後見人に対する支援の充実に努めます。

現状と課題

ぱんじーでは、親族後見人に対して、申立支援（成年後見制度利用前の支援）から始まり選任後の相談支援（制度利用後の支援）まで継続して行っています。

また、毎年「親族後見人懇談会」を開催し、親族後見人として活動している人同士の交流を図っています。

親族後見人支援は継続して行っているものの親族後見人の把握が難しく、相談件数は伸びていません。

〔具体的な取組〕

- 親族後見人に対する相談支援
- 親族後見人懇談会の開催

施策3-3 専門職後見人への支援

方針

後見人選任後、ぱんじーが日常の後見活動における地域の身近な相談窓口としての機能を果たしていきます。また、生活における重大な決断や判断を迫られる場合には、意思決定支援の観点から後見人等や関係機関の呼びかけに応じ、「(仮称)意思決定支援会議」を開催し、本人および支援チームに対する支援を充実します。

現状と課題

国の基本計画における地域連携ネットワークの整備では、個々の「支援チーム」を最小の集合体とし、専門職後見人等とその他の支援者がチームの構成員に位置づけられています。支援が困難なケースは、一人の支援者が抱え込むのではなくチームによる支援が重要です。

専門職団体への調査では、80%を超える専門職が後見人としての日頃の活動で困っていると回答しました。具体的には、「本人の意思がわからない」「支援者から後見人業務以上のことを求められる」「連携がスムーズにいかない」など、本人支援のサポートや地域の支援者との連携が必要であることがわかりました。

ばんじーが申立支援に関わったケースにおいては、既存の支援チームとの連携が円滑になるよう、後見人選任時に「支援者会議」((仮称)後見人等就任時会議)を開催しています。

〔具体的な取組〕

- 「(仮称)後見人等就任時会議」の開催
- 専門職後見人に対する相談支援
- 「(仮称)意思決定支援会議」の設置・運営(再掲)

「(仮称)後見人等就任時会議」とは

成年後見人等の選任後、従来の支援者と新たに支援チームに加わることになった後見人等との顔合わせと支援の分担や役割について確認する会議です。

本人、家族、支援者には、制度の説明、後見人等の役割や支援の内容について伝える場であり、かつ、後見人等の孤立を防ぐという目的もあります。

第3節 基本目標3：幅広い権利擁護支援の推進

基本施策4 幅広い権利擁護支援の展開

判断能力が不十分なために、虐待や消費者被害等の権利侵害を受ける人や、困ったことがあっても相談もできず自らの生活を守れない人も多くいます。国の基本計画では、成年後見制度に限らず、広く権利擁護支援ニーズのある人への支援を充実させることが重要であるとし、市町村計画で示すことが求められています。

施策4-1 虐待対応における専門的な支援体制の整備方針

2市それぞれの虐待対応の仕組みの中で、中核機関や専門職との連携の下、適切な虐待対応と権利擁護支援の充実を図ります。

現状と課題

虐待は、重大な権利侵害です。虐待を受けている人は、判断能力が十分ではない認知症高齢者や障がいのある人も多く、権利侵害を受けていることを自ら訴えることができない弱者と言えます。虐待に至る背景には、複雑で多岐にわたる課題を抱えた場合も多くあり、なかには成年後見制度の利用を必要とする場合もあります。

高齢者および障がい者の虐待対応は、行政が虐待の判断、認定、行政権限の行使など、迅速かつ適切に行う必要があります。そのため高齢者および障がい者本人の権利擁護の観点による客観的、専門的な助言を必要に応じて求めるよう努めます。

〔具体的な取組〕

- 高齢者および障がい者虐待対応における中核機関や専門職との連携
- 「滋賀県高齢者・障がい者虐待対応支援ネット」の積極的な活用

施策４－２ 切れ目のない権利擁護支援のための多職種、多機関の連携

方針

誰もが安心して人生の最期を迎えることができるように、地域での支援体制を整備します。

また、高齢者や障がいのある人の意思を尊重した継続的な相談支援や、必要に応じて成年後見制度の利用などにつなげます。

現状と課題

高齢者・障がい者施設を対象とした調査では、施設が家族や親族に求めることとして、「緊急時」や「死亡時」の対応が多くを占めていました。身寄りのない人やいざというときに頼れる人がいないひとり暮らしの人の場合、それぞれのライフステージで重大な決定を迫られる場面に支援が必要となります。

高齢者からの相談では、入院や施設入所、死後の身辺整理などに不安を抱える人からの相談が増えており、特に、死後のお墓の準備や財産の整理などは、判断能力のあるうちから本人の意思を尊重し、本人に寄り添った支援が求められます。

一方で、障がいのある子を持つ家族からは、親亡き後を心配して何を備えておくべきか漠然とした相談が多く見受けられます。親亡き後の不安については、2市の障がい福祉計画策定に係る調査においても常に課題のひとつに掲げられています。

障がいのある子の親亡き後を心配することなく暮らせる地域づくりのためには、障がいのある人の意思を重視した継続的な相談支援や、多職種、多機関がチームとなって支援をすることが重要となります。

いわゆる8050問題などの複雑・複合的な課題を抱える世帯に対しても同様に、関係機関の連携による切れ目のない継続的支援が必要です。

〔具体的な取組〕

- 「(仮称) 甲賀圏域権利擁護支援協議会」の設置・運営
(再掲)
- 包括的な相談支援体制の構築による継続的な相談支援の実施
- エンディングノートの活用の促進

第4節 基本目標4：権利擁護の普及・啓発

基本施策5：権利擁護支援を支える人づくり

権利擁護支援のニーズが高まる中で、専門職後見人の担い手不足の対応だけではなく、権利擁護支援を支える人材の育成や支援が重要となります。

そのために、市民や医療福祉従事者に対し権利擁護支援に関する理解の促進と、市民・行政・施設等事業所の役割を明確にし、広く啓発していくことが必要です。

また、権利擁護支援を推進するために多くの人材の育成を図ります。

施策5－1 権利擁護支援に理解のある市民の育成方針

権利擁護に理解のある市民が増え、地域全体に権利擁護の理念が広がっていくことを目指します。

現状と課題

ぱんじーが社会福祉協議会と協働して、定期的に「市民向け権利擁護セミナー」を開催し、市民に対し権利擁護の理念や地域でできる権利擁護支援について啓発活動を行ってきました。

市民を対象に行った調査では、成年後見制度の認知度は2市ともに約30%という結果で、未だ広く知られていないことが明らかになりました。また、制度を知っている人に対する「どのような場合に成年後見制度が必要になるか」という設問には、「財産管理のため制度」という印象が強いことがわかりました。成年後見制度をはじめ権利擁護の正しい理解の普及が重要な課題です。

〔具体的な取組〕

- 「市民向け権利擁護セミナー」の実施
- 市民を対象とする出前講座の開催

施策5-2 医療福祉関係者等の理解促進と人材育成 方針

障がいのある人や認知症高齢者に対する必要な支援が届けられるよう、身近に接する医療福祉従事者等の成年後見制度をはじめとする権利擁護支援についての理解の促進と人材の育成に努めます。

また、行政のあらゆる窓口でも支援の必要性に気づくことができるよう、高齢者や障がい者の窓口担当職員だけでなく幅広く行政職員の理解の促進に努めます。

現状と課題

調査では、甲賀圏域の医療福祉従事者や権利擁護支援を必要とする人に生活支援を行っている支援者においても、成年後見制度をはじめ権利擁護支援についての理解が進んでいないことがわかりました。

権利擁護支援のニーズを早期に発見するためには、医療福祉関係者および行政相談窓口担当者の気づきが重要です。

〔具体的な取組〕

- 専門職および医療福祉関係者を対象とする研修会の開催
- 行政職員を対象とする権利擁護研修の開催
- 権利擁護支援事例検討会の開催

施策5-3 市民による後見のあり方の検討 方針

先進地域の事例を学びながら、甲賀圏域に合った市民による権利擁護支援のあり方について検討をします。

現状と課題

国の基本計画では、「今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図る」とあり、いわゆる市民後見人の育成が示されています。また、甲賀圏域では、親族後見人や専門職後見人の担い手不足が課題となっており、市民による後見活動に関するニーズが高まっています。

一方、先進事例では、①市民後見ありきとして安易に市民後見人の養成に着手することはしない、②後見が権利擁護の仕組みの一つに過ぎないことを見据えた議論をすること、③権利擁護の仕組みを考える中で市民参画の意義を議論することという方向性を示されてい

ます。

このように、「市民後見人」の養成・育成を進めていくには議論すべき課題が多く、また、養成後の市民後見人に対する活動支援体制のあり方などについても検討が必要です。

〔具体的な取組〕

○甲賀圏域における市民後見のあり方の検討

第5章 計画の円滑な推進のために

甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会を本計画の進行管理を担う「(仮称)甲賀圏域権利擁護支援推進委員会」に移行させるとともに、事務局として「(仮称)進行管理担当者会議」を開催し、定期的な情報交換・共有を行います。なお、評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直しを行います。

〔PDCAサイクルのイメージ〕



「PDCAサイクル」は、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」の順に実施していくプロセスです。

資料編

- 1. 甲賀圏域権利擁護支援推進計画策定経過
- 2. 甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱
- 3. 甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会名簿
- 4. 甲賀圏域権利擁護支援推進計画策定に係る調査結果
- 5. 用語集

1. 甲賀圏域権利擁護支援推進計画策定経過

年度	期日	会議名等	内 容
平成28年 5月13日 成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行			
平成30年度	7・11・3月	検討会議	・2市担当者とばんじーによる計画策定に向けての協議
	9月19日	先進地視察	・愛知県尾張東部の計画策定委員会を2市職員とばんじーで視察
	2月2日	シンポジウム	・成年後見制度の利用促進の啓発を目的に、ばんじーと滋賀県社会福祉士の共催によるシンポジウムを開催
	2月6日	市職員研修	・尾張東部成年後見センター所長による2市の関係職員および社協職員を対象とした学習会を実施
令和元年度	6～3月 7回	検討会議	・2市担当者とばんじーによる計画策定に向けての協議
	7・10・12月	準備会	・2市関係職員により、計画策定にかかる情報共有、調査方法の検討、庁内連携の現状の確認など
	8～9月	ヒアリング調査	・2市関係職員を対象に、ばんじーが庁内の現状と課題について聞き取り調査を実施
	2～3月	アンケート調査	・2市内の医療福祉従事者や相談支援従事者等を対象に、ばんじーが成年後見制度の認知度、権利擁護支援の取組状況の現状を調査
令和2年度	4月10日	事務局会議	・準備会の事前協議
	5月22日	事務局会議	・準備会の事前協議
	6月15日	準備会	・第1回策定委員会の内容について
	6月24日	事務局会議	・第1回策定委員会の運営等について
	6月29日	第1回策定委員会	・成年後見制度利用促進法の説明 ・ばんじーの事業経過報告 ・今後の策定スケジュール
	9月7日	準備会	・第2回策定委員会の内容について
	10月5日	第2回策定委員会	・成年後見制度利用促進計画の内容について ・調査結果について ・ばんじーの機能評価について
	11月5日	準備会	・第3回策定委員会の内容について
	11月25日	事務局会議	・第3回策定委員会の運営等について
	12月14日	第3回策定委員会	・骨子案について
	12月21日	事務局会議	・第3回策定委員会を踏まえ、骨子案等の編集
	2月5日	事務局会議	・第4回策定委員会の運営等について
	2月10日	準備会	・第4回策定委員会の内容について
	3月1日	第4回策定委員会	・骨子案および素案について
	3月22日	事務局会議	・第5回策定委員会の運営等について
令和3年度	4月16日	事務局会議	・準備会の事前協議
	4月22日	事務局会議	・準備会の事前協議
	4月23日	準備会	・第5回策定委員会の内容について
	5月10日	第5回策定委員会	・計画案について
	5月13日	事務局会議	・今後のスケジュールについて
	5月25日	事務局会議	・パブリックコメントの実施について
	6月7日	事務局会議	・市議会（委員会）での説明について
	7月	パブリックコメント	・甲賀圏域権利擁護支援推進計画（案）：湖南市
	8月	パブリックコメント	・第2次甲賀市地域福祉計画（令和3年度見直し版）（案）：甲賀市
	8月27日	事務局会議	・パブリックコメントの結果集約
	10月1日		・計画の公表

2. 甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「利用促進法」という。）第14条第1項に規定された市町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、基本計画に盛り込むべき内容を審議するため、甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員構成)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

- (1) 医師
- (2) 滋賀弁護士会から推薦された者
- (3) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート滋賀支部から推薦された者
- (4) 公益社団法人滋賀県社会福祉士会から推薦された者
- (5) 障がい者・高齢者福祉事業所 代表
- (6) 甲賀市健康福祉部部長
- (7) 湖南市健康福祉部部長
- (8) 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 事務局長
- (9) 社会福祉法人 湖南市社会福祉協議会 事務局長
- (10) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は令和2年4月1日から計画の策定が終了する日までの期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は甲賀・湖南成年後見センターぱんじーの事務局において処理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開等)

第9条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開にすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(委員の報酬)

第10条 委員が委員会に出席した場合における謝金は、予算の範囲内において支給するものとする。

(雑測)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3. 甲賀圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会名簿

氏 名	所 属
砂脇 恵	龍谷大学 社会学部 現代福祉学科
本谷 研司	精神科 医師
宮原 務	滋賀弁護士会所属 弁護士
嶋川 敏之	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート滋賀支部所属 司法書士
島田 一子	公益社団法人 滋賀県社会福祉士会（ばあとなあ滋賀）所属 社会福祉士
富士原 要一	社会福祉法人 近江和順会（高齢者福祉事業所）
牛谷 正人	甲賀市湖南市障がい者基幹相談支援センター
菅沼 敏之	甲賀市湖南市障がい者基幹相談支援センター（第5回策定委員会）
隠岐 傳次	甲賀市手をつなぐ育成会
尾崎 史	学識経験者
樫野 ひかる	甲賀市健康福祉部 部長
蒲谷 律子	湖南市健康福祉部 部長
西澤 毅	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 事務局長
永坂 茂美	社会福祉法人 湖南市社会福祉協議会 事務局長

オブザーバー

中田 雄一	大津家庭裁判所 主任書記官
所司原 弘人	大津家庭裁判所
洲崎 晴也	滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課

事務局

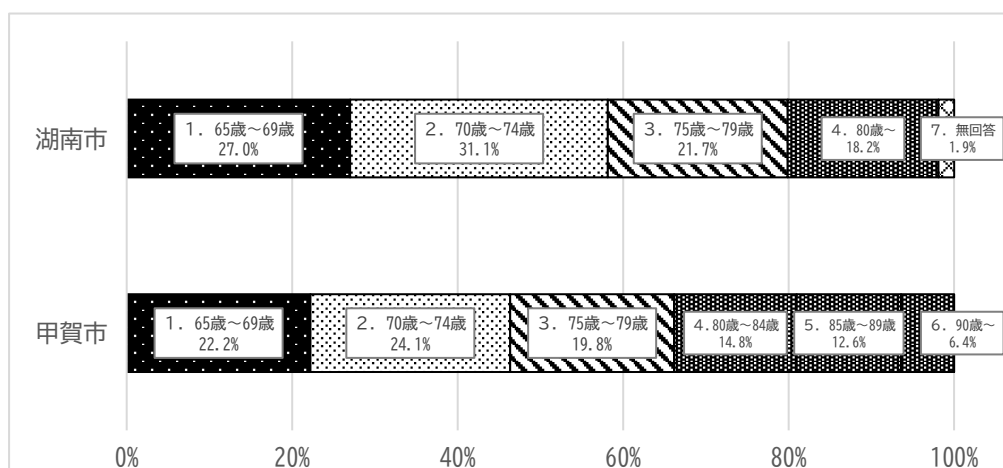
徳田 由香里	甲賀市健康福祉部 福祉医療政策課
芦田 伝男	湖南市健康福祉部 福祉政策課
桐高 とよみ	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー 所長
二宮 早希	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー
中村 善司	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー

4. 甲賀圏域権利擁護支援推進計画策定に係る調査結果

I. 市民調査（高齢者対象）

【回答者年齢】

	甲賀市	湖南市
1. 65歳～69歳	22.2%	27.0%
2. 70歳～74歳	24.1%	31.1%
3. 75歳～79歳	19.8%	21.7%
4. 80歳～84歳	14.8%	18.2%
5. 85歳～89歳	12.6%	
6. 90歳～	6.4%	1.9%
7. 無回答	0.0%	
計	100.0%	100.0%



【問1. 成年後見制度を知っていますか】

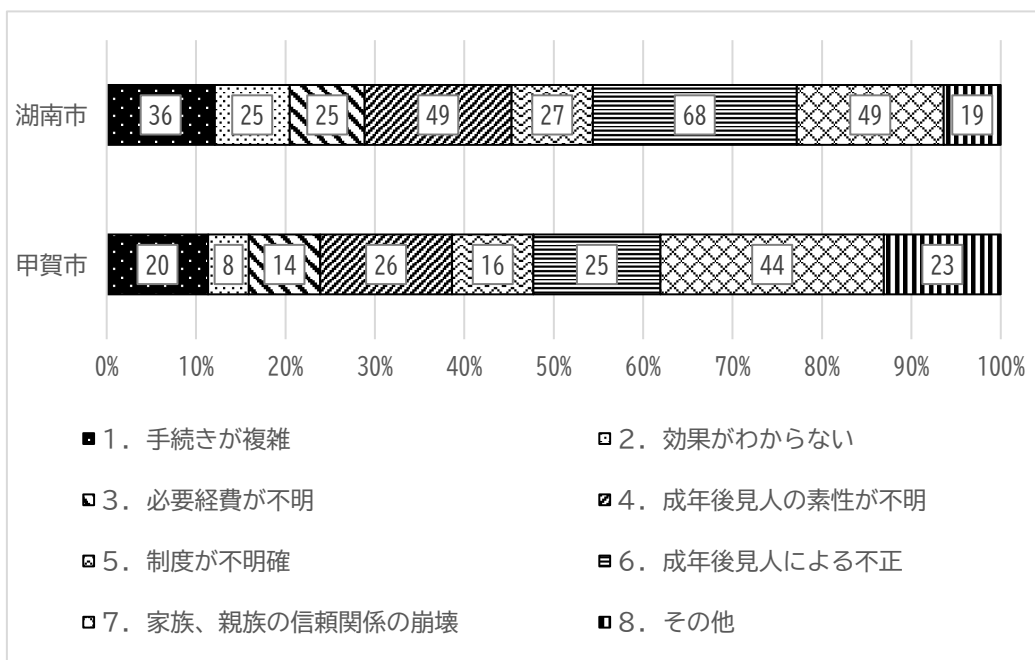
	甲賀市	湖南市
1. 名称も内容も知っている	30.3%	29.5%
2. 名称は知っているが、内容は知らない	36.0%	32.8%
3. 名称も名前も知らない	33.7%	22.9%
4. 無回答		14.8%
計	100.0%	100.0%

【問2. 成年後見制度を利用したいですか】

	甲賀市	湖南市
1. 利用したい	38.1%	39.7%
2. 利用したくない	22.0%	17.0%
3. わからない	39.9%	40.0%
4. 無回答		3.2%
計	100.0%	100.0%

【問3. 成年後見制度を利用したくない理由は何ですか(複数回答)】
(問2で「利用したくない」と回答した人)

	甲賀市		湖南市	
1. 手続きが複雑	20	11.4%	36	12.1%
2. 効果がわからない	8	4.5%	25	8.4%
3. 必要経費が不明	14	8.0%	25	8.4%
4. 成年後見人の素性が不明	26	14.8%	49	16.4%
5. 制度が不明確	16	9.1%	27	9.1%
6. 成年後見人による不正	25	14.2%	68	22.8%
7. 家族、親族の信頼関係の崩壊	44	25.0%	49	16.4%
8. その他	23	13.1%	19	6.4%

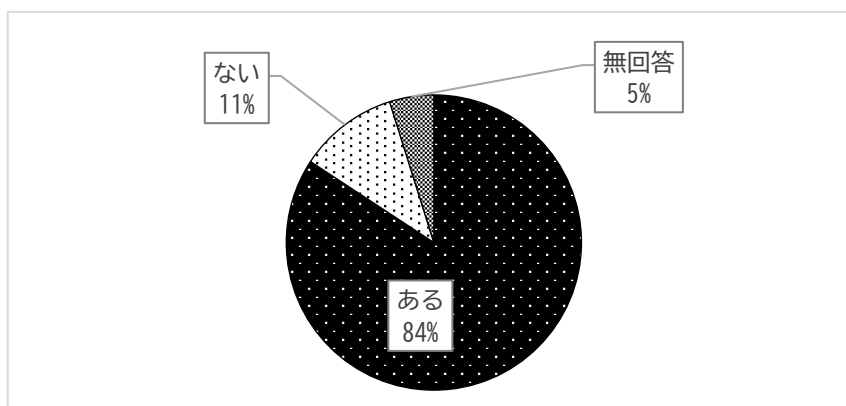


Ⅱ. 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）調査

所属団体	回答数	割合	回収率
1. 弁護士会	24	14.5%	34.3%
2. 司法書士会	54	32.7%	58.1%
3. 社会福祉士会	87	52.7%	65.9%
計	165	100.0%	55.9%

【問1. 後見人として困ったことはありますか】

	回答数	割合
1. ある	139	84.2%
2. ない	18	10.9%
3. 無回答	8	4.8%
計	165	100.0%



【問2. 困っていることの内容（複数回答）】

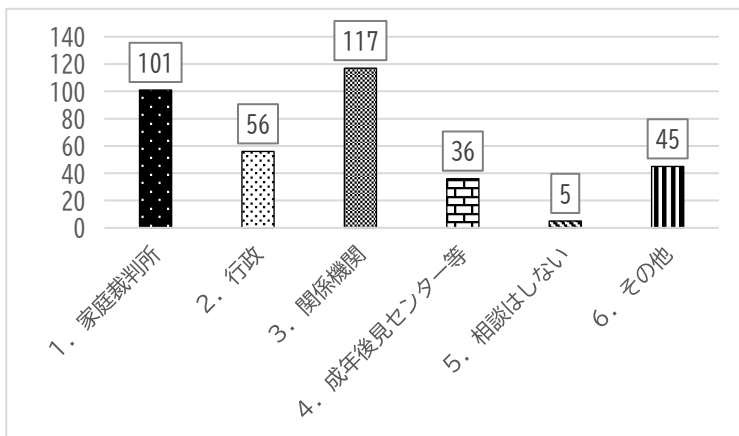
（問1で「ある」と回答した人）

	回答数
1. 本人の意思がわからない	62
2. 支援者同士の連携がスムーズにいかない	25
3. 本人に合う福祉サービスがどんなものかわからない	24
4. 医療同意を求められて困った	55
5. 後見人の業務以上のことを支援者から求められる	60
6. その他	44

【問3. 困ったときの相談先（複数回答）】

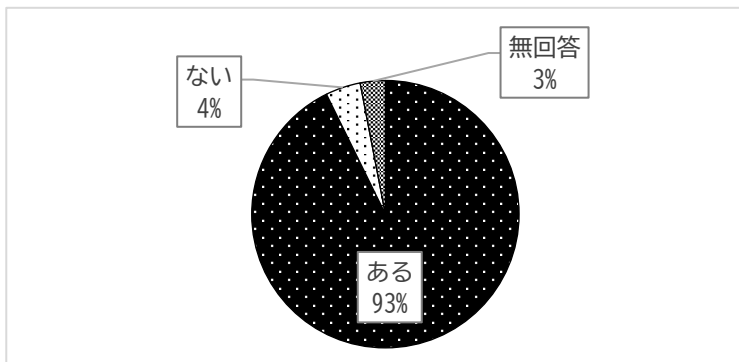
（問1で「ある」と回答した人）

	回答数
1. 家庭裁判所	101
2. 行政	56
3. 関係機関	117
4. 成年後見センター等	36
5. 相談はしない	5
6. その他	45



【問4. 親族や支援者との連携はありますか】

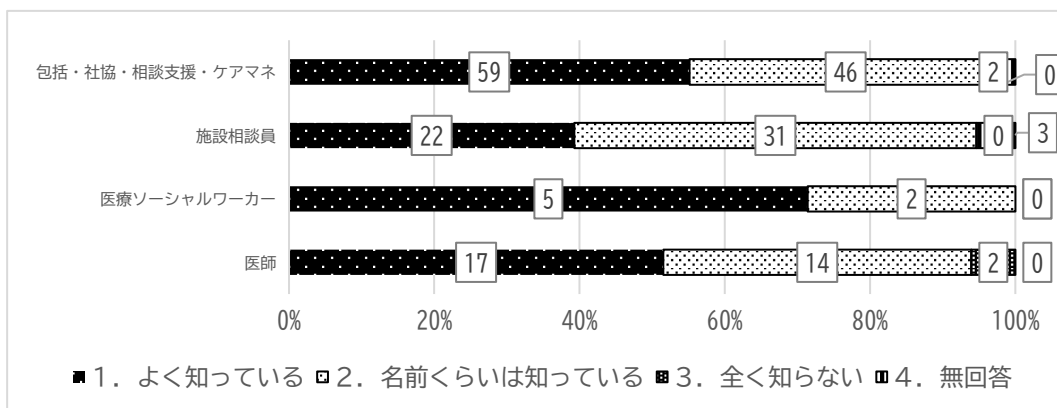
	回答数	割合
1. ある	153	92.7%
2. ない	7	4.2%
3. 無回答	5	3.0%



Ⅲ. 医療・福祉従事者調査

【問1. 成年後見制度についてどの程度ご存知ですか】

	医師	医療 ソーシャル ワーカー	施設相談員	包括・社協・ 相談支援・ケ アマネジャー 等
1. よく知っている	17	5	22	59
2. 名前くらいは知っている	14	2	31	46
3. 全く知らない	2	0	0	0
4. 無回答	0	0	3	2
計	33	7	56	107



【問2. ご家族等に求めることについて（複数回答）】

< 病院 >	
1. 入院時の身元保証	4
2. 説明を受けること・医療同意	4
3. 身の回りの支援	4
4. 金銭の管理・費用の支払い	4
5. 急死・死亡時の対応	4
6. その他	2
7. 無回答	0

※病院回答数 4

< 高齢者・障がい者施設 >	
1. 入所に関する保証	1
2. 金銭管理・費用の支払い	0
3. 急死・死亡時の対応	1
4. 通院の支援	0
5. 緊急連絡の対応	0
6. 医療同意、入院・入所契約手続き	2
7. その他	1
8. 無回答	15

※高齢者・障がい者施設回答数 35

2. 用語集

	用語	解説
あ	アセスメント	相談援助過程や介護過程において、利用者のニーズを正確に把握するために行われている評価・課題分析のこと。
	意思決定支援	認知症、精神障がい、知的障がいなどで自己決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能になるような支援の行為及び仕組みのこと。
か	監督人	成年後見人等が行う事務を監督するために家庭裁判所が選任した人。
	甲賀地域障害児・者サービス調整会議	甲賀市・湖南市に居住する障がい児（者）に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推理するとともに教育との連携を目的とした機関。
	候補者	成年後見制度の申立て書類に記載する成年後見人等候補者のこと。
さ	市長申立	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときに市長が申立てること。
	市民後見人	社会貢献への意欲が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、家庭裁判所より成年後見人等として選任された人のこと。
	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、県や市町が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた支援、家計相談などの包括的な支援を行う事業。
	身上保護	親権者が未成年の子の身体的・精神的な成長を図るために監護・教育を行うこと。また、後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。
	成年後見制度利用支援事業	身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人について、市長が代わって申立てを行ったり、成年後見制度を利用することが困難な人に対して審判の申立てにかかる費用および後見人等への報酬を助成すること。
	専門職後見人	司法書士や弁護士、社会福祉士等の専門家が後見人になること。
	た	地域共生社会
地域ケア会議		地域包括ケアシステムを推進していくために、地域における多様な社会資源の調整を行い、解決困難な問題や広域的な支援体制の整備を図ることを目的に設置された会議のこと。
地域福祉権利擁護事業		認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人に対して、契約して、地域で自立した生活を継続していくために必要な福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行う。地域福祉権利擁護事業として県社会福祉協議会が市社会福祉協議会と協力して実施している。全国的には「日常生活自立支援事業」という名称が一般的だが、滋賀県では「地域福祉権利擁護事業」を名称としている。
地域連携ネットワーク		必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみ。
中核機関		専門職による助言などの支援の確保、協議会の事務局など、地域における連携や対応強化を推進する役割を持つ機関。広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人等支援、不正防止効果の機能を持つ。
な	日常生活自立支援事業	契約をする能力はあっても、判断能力が不十分なため、日常生活費が十分に管理できない、各種サービスの利用が難しいなどの課題を持つ人を支援する事業。（地域福祉権利擁護事業を参照）
は	法人後見	法人が成年後見人等を受任し、財産管理や身上保護を行うこと。
ま	モニタリング	相談支援過程や介護過程において支援の実施過程に行われるもので、支援が計画通りに進んでいるかなどを確認すること。

甲賀圏域
権利擁護支援推進計画

令和3年10月

甲賀市 湖南市